

放射性物質に関する取り組みについて

2011年3月11日の東日本大震災より11年が経ちました。

弊社は、福島第一原子力発電所の事故以降、独自の放射性物質基準を設け、皆様の「食への安全をご判断をいただく指標」として、生産者及び商品製造者と共に放射性物質の測定を続けてまいりました。

食事による内部被曝はできる限り抑えるべきと考え、実現可能な範囲で被爆量を減らすために、引き続き放射性物質(セシウム134、セシウム137)を検出下限各3Bq/kg以下(一部1Bq/kg)であることを確認してまいります。また、これまでの弊社測定結果を踏まえて、毎年3月11日の節目に取り組み内容を見直し、本年度は測定対象商品を一部見直しました。

何卒、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

【測定対象商品】

(1) 対象地域17都県※①で収穫された原料

- ・ 配合比率50%以上の農畜産物を対象とする
(都道府県が特定できない場合も対象とする)

(2) 対象地域4県※②で製造された商品

(3) 国産及び海外産の下記商品

- ・ ミネラルウォーター※③
- ・ 乳児用食品(赤ちゃん番茶、オートミール、玄米クリーム、赤ちゃんせんべい等) ※③
- ・ 蜂蜜、メープルシロップ・メープルシュガー、ジャム※④

(4) 下記のヨーロッパ産原料を配合比率3%以上含む商品※⑤

- ・ ベリー類、ハーブティー、きのこ類

(5) 対象地域の特定水産物商品※⑥

- ・ 東京湾、房総半島(北緯35度)から北海道道南(北緯42.5度)の間より、北海道松前半島白神岬(東経140度20分)を結ぶ東側の海域でとれたヒラメ、カレイ、アサリ、シジミ、ハマグリ
- ・ 17都県の河川でとれた淡水魚

- ◎ エキス類等の加工原料は、対象外とする
- ◎ 測定対象原料で、産地特定ができない(不明)の場合は測定対象とする
- ◎ 養殖水産物の飼料については確認が困難な為、対象外とする

【測定基準】

- ・対象商品または対象原料は、放射性物質セシウム134とセシウム137を検出下限『各3Bq/kg以下』で確認する。各3Bq/kg以上の放射性物質が検出された場合は、産地変更または取り扱いを中止する。※①②④⑤⑥
ミネラルウォーター・乳児用食品については、検出下限各1Bq/kgでの測定とし『不検出』であることを確認する。※③
- ・測定方法は、ゲルマニウム半導体検出器（精密機器）やヨウ化ナトリウムシンチレーション検出器を使用し、ヨウ化ナトリウムシンチレーション検出器で、各3Bq/kg以上の数値が検出された場合は、ゲルマニウム半導体検出器で再検査し、取り扱いについて判断する。
- ・乾椎茸等乾物類は戻した状態、お茶や紅茶等の飲料は抽出後の飲む状態で測定する。
- ・測定頻度は、対象原料の収穫年度や産地が切り替る際とし、加工食品や製造ロット毎に変わる生鮮原料（肉類・卵・乳製品・野菜・水産物等）が対象の商品は、年1回測定する。
- ・製造工場のみ対象の商品は、最終商品で年1回測定する。※②

※①～⑥について

- ※① 17都県：静岡・長野・山梨・埼玉・神奈川・東京・群馬・新潟・千葉・茨城・栃木・福島・宮城・山形・岩手・秋田・青森
- ※② 4県：茨城・栃木・福島・宮城
- ※③ 商品の特性上、放射性物質は「ゼロ」であるべきと考える
- ※④ 厚生労働省の福島原発事故以前と事故後の測定データ等より、放射性物質が特に蓄積されやすいことから確認すべきと考える
- ※⑤ チェルノブイリ原発事故の影響を懸念し特に確認すべきと考える
- ※⑥ 各都道府県及び水産庁等の測定結果より、セシウムが検出されていることから確認すべきと考える

【測定基準一覧】

	測定対象	対象地域	検出下限値
①	国産の原料対象地域の商品	17都県	各3Bq/kg以下
②	製造工場のみ対象の商品	4県	
③	ミネラルウォーター、乳児用食品	全世界	各1Bq/kg以下
④	蜂蜜、メープルシロップ・メープルシュガー、ジャム	全世界	各3Bq/kg以下
⑤	ベリー類、ハーブティー、きのこ類	ヨーロッパ	
⑥	国産の特定水産物の商品 ヒラメ、カレイ、アサリ、シジミ、ハマグリ、淡水魚	東京湾、房総半島より北海道道南間、北海道松前半島白神岬を結ぶ東側の海域と17都県の河川	

以上